

禁煙外来始まります

「お医者さんと一緒に禁煙をはじめませんか？」

通院して頂く期間は、基本 12 週間で 5 回通院して禁煙治療を行っていきます。
診察は、息に含まれる一酸化炭素（タバコの有害物質）の量を調べる検査の実施、健康状態を確認や、ニコチン切れになったときの対処法などのアドバイスを受けることができます。

下記の要件を満たせば、健康保険等を使って禁煙治療ができます。

- ①ニコチン依存症の判定テストが 5 点以上
- ② 1 日の平均喫煙本数×これまでの喫煙年数が 200 以上
（35 歳未満には上記要件がなくなりました）
- ③ただちに禁煙を始めたいと思っている
- ④禁煙治療を受けることを文書で同意している

費用は、お薬代を含め 3 割負担で約 2 万円です。

加藤正一先生の外来でご相談ください。

毎週火曜日 午前 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0

午後 1 6 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

